

## 【風水害】平成27年9月7日からの降雨に伴う防災体制（第2報）

---

**平成27年9月9日 17:30**

東北地方整備局災害対策本部は、平成27年9月8日11:00に注意体制（風水害）を発令しておりましたが、9月9日17:30に警戒体制（風水害）へ移行します。

### 【理由】

降雨により、国道13号の事前通行規制区間において連続雨量の基準値を超え、道路室が警戒体制をとったため。

<警戒体制をとっている支部>

- ・山形河川国道事務所（道路） [通行規制の情報はこちらから](#)
- ・福島河川国道事務所（道路・砂防） [通行規制の情報はこちらから](#)
- ・三春ダム管理所（ダム） [詳細はこちらから](#)
- ・新庄河川事務所（地すべり） [地すべりの情報はこちらから](#)

— 前回までの防災情報 —

---

**平成27年9月8日 11:00**

東北地方整備局災害対策本部は、降雨により平成27年9月8日11:00に注意体制（風水害）を発令します。

### 【理由】

降雨により、支部（砂防）1事務所が警戒体制をとり、河川室が注意体制を発令したため。

<警戒体制をとっている支部>

- ・新庄河川事務所（砂防）